

## 組合相談コーナー 理事会の成立について

Q 辞任や死亡で理事の数が大幅に減少したが、残った理事で理事会は成立しますか？

A 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で行います。つまり、「過半数の出席」が理事会の成立要件です。

したがって、理事の定数に幅を持たせている場合は、下限の過半数が理事会開催の必要条件となり、下限の過半数に満たない場合は理事会が成立しません。

理事会を開けなければ、補充選挙の総会も開けません。このような事態になる前に、補充選挙をするか、定数を減らす定款変更をしておきましょう。

また、理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、3月以内に補充しなければなりません(中協法第35条第7項)。

ここで、理事会に関連する事項について今一度確認してみましょう。

次の説明が正しければ○を、誤っている場合は×を付けて下さい。



- 1 理事会の議事は、原則として理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 2 理事会の議事録には、賛成・反対した理事の氏名まで記載する必要はない。
- 3 役員の数分の3分の1を超える者が欠けたときは、3ヶ月以内に補充しなければならない。

※回答は9ページに掲載しています。



## 組合ティールーム

秋田県パン協同組合

理事長 武藤 真人さん

### ○業界の現状について

当組合は、昭和26年に秋田県パン協同組合としてスタートしました。現在は、26名の組合員で活動しており、秋田県内の小中学校の給食用パンの加工や炊飯の加工を受託しておりますが、人口の減少に伴い生徒数が減少する等、給食の加工業務は年々厳しい業況となっております。また、光熱費や原材料価格が上昇し、製造原価が高くなっているため、現在、秋田県学校給食会に対して加工賃の値上げ交渉を行っています。

### ○座右の銘について

私の好きな言葉は、「やれば必ず出来る」です。目標はいろいろありますが、ノートに全部書き留め、片っ端から取り組んでいます。そして、終了できた日付を書き入れ、達成できなかったものは繰り返ししています。

この方法で、少し難しいと思うこともいつのまにかクリアすることがあります。やり遂げるという気持ちを強く持ち続けることによって、思いが実行する力に変わり、目標を達成できると信じています。

### ○理事長としての抱負

当組合では、地域の人に安心・安全で美味しい食品を提供することを目指しています。子供達の「給食が美味しかった」という体験が、将来の需要拡大に繋がります。また、できるだけ県内産の材料を使用して、地産地消に取り組み、地域に貢献したいと考えており、新製品の開発や衛生管理の研修も続けています。

### ○趣味について

趣味は、温泉につかることと映画鑑賞や音楽鑑賞です。温泉旅行に出かけるのも好きですが、出張で宿泊先を決めるときは、大浴場のある施設を予約して疲れを癒しています。映画はアクション映画が好きで、臨場感が出るように別にスピーカーを設け、大音量で映画の世界に浸ります。音楽は、いろいろ聴きますが、最近は女性ジャズボーカルなどをよく聴いています。映画も音楽も、大音量で楽しむのが私の一番のストレス解消法です。

